

ふ せいじゅきゅう
不正受給に
ならないために

せいかつほ ご せいじゅきゅうぼうし
～生活保護不正受給防止のしおり～



このしおりは、あなたに支給する生活保護費が不正受給にならないよう、

定められたルールを守り、届出をしていただくための大切なものです。

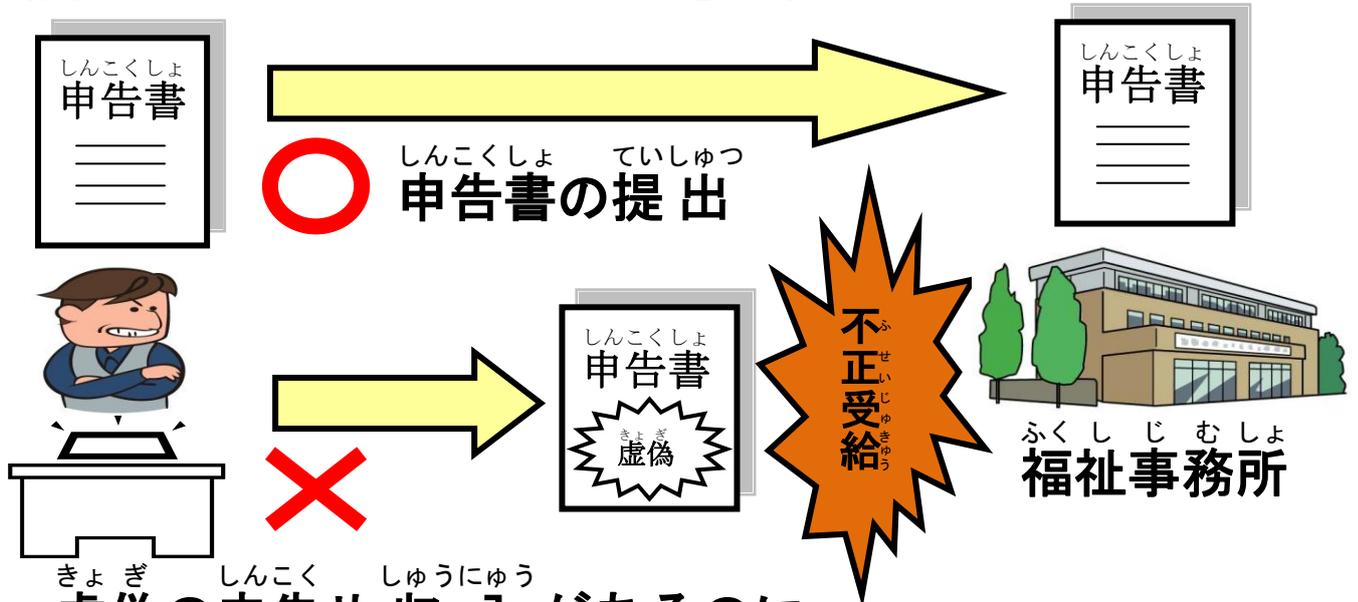
あなたのお手元に保管し、必要なときに読み返してください。

かど ま し ふく し じ む し ょ
門真市福祉事務所

不正受給とは

生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。



虚偽の申告や収入があるのに届け出ないと不正受給となります

生活保護法（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況に

ついて変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動が

あったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨

を届け出なければならない。

ふせいじゆきゆう

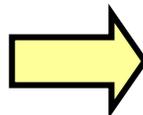
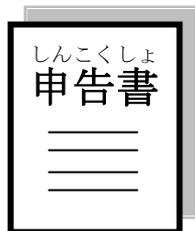
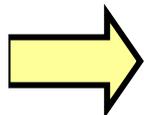
不正受給にならないために

その1 「働きによる収入を届け出る」

はたらきによる収入があったときは、必ず福祉事務所に
届け出てください。

れい
例

- 定期的な収入（毎月の給料など）
- 臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）
- 未成年者（高校生含む）のアルバイト収入



など

しんこく
申告

ふくしじむしょ
福祉事務所

ポイント

働いて得た収入には控除があります。控除額は手元に残ります。

- ・ 働きによる収入については、交通費などの必要経費のほか、収入額に応じて定められた基礎控除額を差し引いた額を認定します（基礎控除額分が手元に残ります）。

さらに、未成年者（単身者等を除く）の場合、未成年者控除を差し引くことができます。

- ・ 高校生等のアルバイトの収入について、福祉事務所が認めた場合は必要最小限度の額を収入認定の対象から除くことができます（※福祉事務所への届出が必要です）。

※ 控除：収入とみなさず差し引くこと。

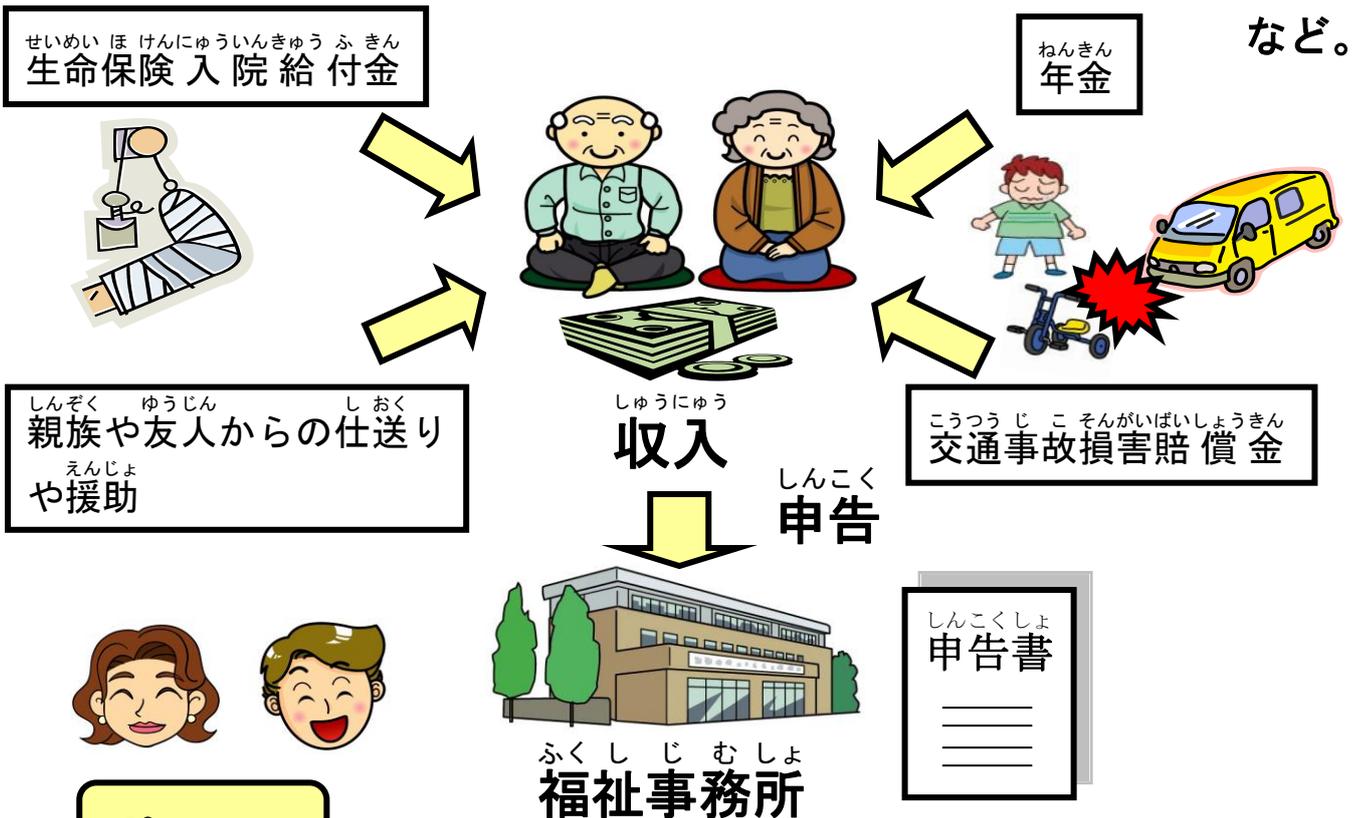
その2

「働きのよらない収入を届け出る」

ねんきん えんじょ はたら しゅうにゆう とど で
年金や援助など、働きのよらない収入があったときも、
かなら ふくしじむしょ とど で
必ず福祉事務所に届け出てください。

例

- ねんきん こうてき て あて しゅうにゆう ふく
年金や公的手当などの収入（さかのぼり含む）
- せいめい ほ けん にゆういんきゆう ふ きん かいやくへんれいきん
生命保険の入院給付金や解約返戻金
- せ たい もの い がい し おく えんじょ
世帯の者以外からの仕送りや援助
- こうつうじ こ あいてがた そんがいはいしょうきん
交通事故の相手方からの損害賠償金
- インターネットオークション出品による収入
しゅっぴん しゅうにゆう



ポイント

- ほ ゆう みと せいめい ほ けん かいやくへんれいきん はたら しゅうにゆう
保有を認められていた生命保険の解約返戻金であっても、働きのよらない収入
になりますので届け出てください。
- せいかつ ほ ごじゆきゆうちゆう しやっきん ねんきんたん ぽ ふく ふくしじむしょ じぜん みと いちぶ
生活保護受給中の借金（年金担保を含む）は、福祉事務所が事前に認めた一部の
貸付金を除き、できません。

その3

「資産を届け出る」

資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

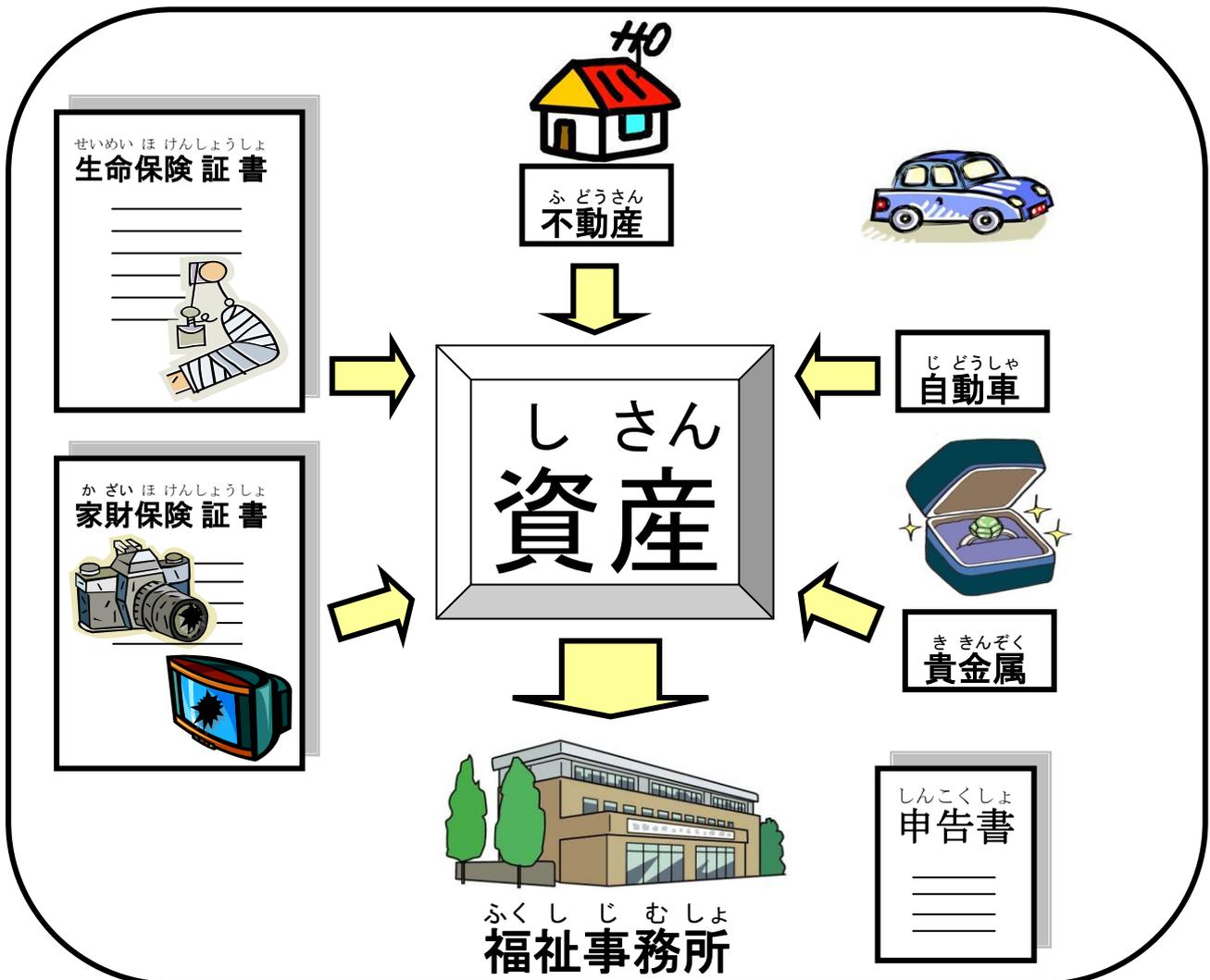
例

● 生命保険（学資保険・共済保険等）や

損害保険（火災保険や家財保険等）などの各種保険

● 土地や家などの不動産

● 自動車や高価な貴金属類 など。



ポイント

- ・ どのような保険でも必ず福祉事務所に届け出てください。
- ・ 不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に届け出てください。

その4

「世帯状況の変化を届け出る」

世帯の者が増えたときや減ったときは、

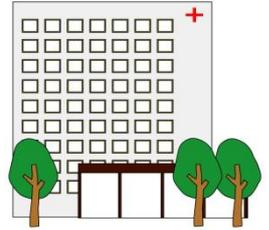
必ず福祉事務所に届け出てください。

例

●世帯の者の転出または転入

●世帯の者の入院または退院

●世帯の者の出生や死亡



など。

ポイント

家族でない人が一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届け出てください。

その5

「必要な費用は正確に申請する」

一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使ってください。

例

●引越しのときの費用（敷金・礼金・運送費等）



など。

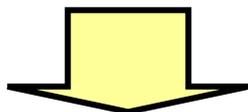
これらの例示以外の収入や資産、世帯状況の変化があったときも、正しく福祉事務所に届け出てください。

不正受給に対しては

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。また、不正受給に対しては警察に告訴・告発することもあります。

例 1

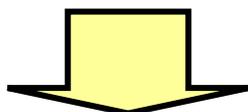
働きによる収入を得ていたが、届け出がなかった。



正しく届け出ていれば受けられたはずのさまざまな控除（基礎控除・未成年者控除等）が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返さなければならない。

例 2

生活保護受給中は借金をすることができないにもかかわらず、知人や金融機関からお金（年金担保を含む）を借りた。



借金も収入とみなされるので、すでに受けた保護費を福祉事務所に返さなければならない。

生活保護法（罰則）

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

おわりに

生活保護は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度です。

不正受給にならないよう、定められたルールを守り、正しい申告を心がけてください。

わからないことや相談したいことがあれば、あなたの担当ケースワーカーにご遠慮なくお尋ねください。



問い合わせ

門真市福祉事務所	保護総務課・保護課	
電話	06-6902-1231	(代表)
	072-885-1231	(代表)
ファックス	06-6902-6244	
保護総務課	06-6902-6124	(直通)
保護第1グループ	06-6902-6142	(直通)
保護第2グループ	06-6902-5732	(直通)
保護第3グループ	06-6902-6153	(直通)
保護第4グループ	06-6902-6143	(直通)